

議案第 31 号

米原市西部デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例について

米原市西部デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市西部デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例

(米原市西部デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 米原市西部デイサービスセンター条例(平成17年米原市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 通所介護(デイサービス)事業
- (2) 訪問介護事業

第3条第1項第3号から第6号までを削り、同項第7号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条第1項第1号中「介護保険法」を「介護保険法(平成9年法律第123号)」に改める。

第9条第1号中「および土曜日」を削る。

(米原市北部デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 米原市北部デイサービスセンター条例(平成17年米原市条例第317号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 通所介護(デイサービス)事業

第2条第2号および第3号を削り、同条第4号中「前各号」を「前号」に、「第1条」を「前条」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第1号中「介護保険法」を「介護保険法(平成9年法律第123号)」に改める。

(米原市柏原福祉交流センター条例の一部改正)

第3条 米原市柏原福祉交流センター条例(平成20年米原市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 通所介護(デイサービス)事業

第3条第1項第2号および第3号を削り、同項第4号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第6条第1号中「法」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

米原市西部デイサービスセンター条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市西部デイサービスセンター条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p><u>（1） 通所介護（デイサービス）事業</u></p> <p><u>（2） 訪問介護事業</u></p> <p><u>（3） 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>2 略</p> <p>（利用資格）</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定または要支援認定を受けた者</u></p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>米原市西部デイサービスセンター条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p><u>（1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護事業</u></p> <p><u>（2） 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業</u></p> <p><u>（3） 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護事業</u></p> <p><u>（4） 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護事業</u></p> <p><u>（5） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業</u></p> <p><u>（6） 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業</u></p> <p><u>（7） 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>2 略</p> <p>（利用資格）</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） <u>介護保険法</u>の規定による要介護認定または要支援認定を受けた者</p> <p>（2）～（4） 略</p>

2 略

第5条～第8条 略

(休館日)

第9条 センターおよびステーションの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2)・(3) 略

第10条以下 略

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 略

第5条～第8条 略

(休館日)

第9条 センターおよびステーションの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2)・(3) 略

第10条以下 略

米原市北部デイサービスセンター条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市北部デイサービスセンター条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 米原市北部デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>（1） 通所介護（デイサービス）事業</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>（利用資格）</p> <p>第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定または要支援認定を受けた者</u></p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>米原市北部デイサービスセンター条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 米原市北部デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>（1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護事業</u></p> <p><u>（2） 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護事業</u></p> <p><u>（3） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業</u></p> <p><u>（4） 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>（利用資格）</p> <p>第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） <u>介護保険法</u>の規定による要介護認定または要支援認定を受けた者</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>第6条以下 略</p>

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

米原市柏原福祉交流センター条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市柏原福祉交流センター条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 デイサービスセンターは、次の事業を行う。</p> <p>（1） <u>通所介護（デイサービス）事業</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>（利用資格）</p> <p>第6条 デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による要介護認定または要支援認定を受けた者</u></p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>米原市柏原福祉交流センター条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 デイサービスセンターは、次の事業を行う。</p> <p>（1） <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護事業</u></p> <p>（2） <u>法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護事業</u></p> <p>（3） <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業</u></p> <p>（4） <u>前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>（利用資格）</p> <p>第6条 デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） <u>法の規定による要介護認定または要支援認定を受けた者</u></p> <p>（2）～（4） 略</p>

第7条以下 略

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第7条以下 略